



変化と挑戦 代表 長沼隆弘

迎春



平成 29 年の幕が開けました。2020 年（平成 32 年）の「東京オリンピック」が少しずつ近づいてきます。関西に経済圏を持つ我々にとっては遠い国の話の様にも感じますが、東京の会社が関西の土地に入札する場合など、関西圏の相場観より高額な価格で落とされる事が多いようです。それを考えるといずれは関西にも経済効果の恩恵が流れてくるのではと期待してしまいます。

さて、タイトルに「**変化と挑戦**」と書かせて頂きました。「鶏が先か卵が先か」ではないですが、**業績の良い企業は常に何らかの動きがあります**。業績が良いから動ける部分もあり、動くから業績が良いという部分もあるのかもしれませんが、**業績の良い企業に共通して言えるのは、常に「変化と挑戦」があるように思います**。

今年の事務所のテーマを「変化と挑戦」にしました。現段階で具体的な変化と挑戦を決めている訳ではありませんが、常にこのことを頭において過ごす覚悟です。

日本には「四季」があり、お正月を迎え一年を新たな気持ちで始める習慣があります。この時期、この時だからこそ、一年の方向性を示し、オリンピックによる景気の恩恵を期待するのではなく、自ら景気の起爆剤になれるようにと、意気込んでみようと思います。私どもの新年会では職員一人ひとりが今年のテーマを発表し、抱負を語る場を設けております。職員共々、意気込んで頑張ってまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

法定調書にマイナンバーの記載が必要になりました！



法定調書とは？

一定の支払をした場合に税務署に提出する書類で主な種類は下記表の通りです。

税務署提出用にはマイナンバーの記載が必要ですが、本人用の源泉徴収票や支払先に交付する支払調書にはマイナンバーの記載してはいけませんのでご注意ください。

主な種類	支払内容	提出が必要な範囲
給与所得の源泉徴収票 (年末調整をしたもの)	給与等	① 役員 150 万円超 ② 従業員 500 万円超
退職所得の源泉徴収票	退職金	役員
報酬等の支払調書	司法書士等報酬、講演料等	年間 5 万円超
不動産使用料等の支払調書	家賃、地代、保証金等	年間 15 万円超

その他、不動産を購入した場合、不動産のあっせん手数料を支払った場合などの法定調書があります。

なお、当所にて家賃などの支払先へマイナンバーを確認するための依頼文書を作成しておりますので、ご必要な場合、担当者までお問い合わせください。（馬場）

弥生会計で Fintech(フィンテック)



インターネットを通じて、銀行の取引の情報を弥生会計に直接取り込むことができるようになりました。

出納帳などで仕訳を 1 つずつ入力することなく、弥生会計の「**スマート取引取込**」をクリックするだけで、通帳の内容を弥生会計に入力することができます。

「**スマート取引取込**」を利用するための条件は下記のとおりです。

- ① インターネットバンキングのサービスを利用できること
- ② 弥生のサポートプランに加入していること（年会費が必要です）

取引を取り込む際の勘定科目について、1 度設定をすれば、その取引と科目を記憶してくれるので、使えば使うほど、取り込みによる入力の精度が上がっていきます。

設定だけではなく、会社に応じた運用方法も考えますので、興味を持たれた方は、担当者までご連絡ください。（石川）

配偶者特別控除の見直し 2017 年度税制改正大綱が決定

注目されている配偶者控除の要件見直しとして、パート等の給与収入が **103 万円から 150 万円に引き上げられますが、注意点**もあります。



それは、**社会保険の「130 万円の壁」**です。現行制度では、パートの年収が 130 万円を超えると社会保険料負担が生じ、本人の手取りが減ってしまいます。さらに、昨年 10 月から**大企業のパートさんは、社会保険料を徴収される基準が年収 130 万円から 106 万円に下がっています**。いくら税制で配偶者控除の対象を広げても、社会保険の 106 万円や 130 万円の壁が残ったままでは、主婦が働くことを控える状況はなかなか改善されないのではないのでしょうか。政府・与党には、両者を一体的に改革し、年収を調整せずに働ける案作りに知恵を絞っていただきたいものです。（山谷）

新入職員紹介

初めまして。
12 月 12 日に入所致しました。
入所して間もない私ではございますが、一日でも早く新しい環境に慣れ職務に励んでいきたいと思います。
よろしくお願い致します。



武内 真希歩
平成 2 年 6 月 16 日生
A 型

